

「経済・財政再生計画」の着実な実施
に向けた建議

平成 29 年 5 月 25 日
財政制度等審議会

「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議

平成29年 5月25日

財務大臣 麻生 太郎 殿

財政制度等審議会会長
榊原 定征

財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を、ここに建議として取りまとめた。

政府においては、本建議の趣旨に沿い、今後の財政運営に当たるよう強く要請する。

財政制度等審議会 財政制度分科会 名簿

平成 29 年 5 月 25 日現在

[財政制度等審議会会長
兼財政制度分科会長]

榊原 定征 東レ(株)相談役最高顧問

[財政制度分科会長代理]

○ 田近 栄治 成城大学経済学部特任教授

[委員]

赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

秋山 咲恵 (株)サキコーポレーション代表取締役社長

遠藤 典子 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授

倉重 篤郎 (株)毎日新聞社編集局専門編集委員

黒川 行治 慶應義塾大学商学部教授

神津里季生 日本労働組合総連合会会長

佐藤 主光 一橋大学国際・公共政策大学院教授

角 和夫 阪急電鉄(株)代表取締役会長

武田 洋子 (株)三菱総合研究所政策・経済研究センター副センター長
チーフエコノミスト

竹中 ナミ (社福)プロップ・ステーション理事長

○ 土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

○ 中空 麻奈 BNPパリバ証券(株)投資調査本部長

永易 克典 (株)三菱東京UFJ銀行相談役

藤谷 武史 東京大学社会科学研究所准教授

宮島 香澄 日本テレビ放送網(株)報道局解説委員

[臨時委員]

秋池 玲子 ボストンコンサルティンググループ
シニア・パートナー&マネージング・ディレクター

伊藤 一郎 旭化成(株)取締役会長

井堀 利宏 政策研究大学院大学特別教授

宇南山 卓 一橋大学経済研究所准教授

老川 祥一 (株)読売新聞グループ本社取締役最高顧問・主筆代理

大槻 奈那 マネックス証券(株)執行役員チーフアナリスト・名古屋商科大学経済
学部教授

- 岡本 圀衛 日本生命保険相互会社代表取締役会長
- 葛西 敬之 東海旅客鉄道(株)代表取締役名誉会長
- 加藤 久和 明治大学政治経済学部教授
- 喜多 恒雄 (株)日本経済新聞社代表取締役会長
- 北尾 早霧 慶應義塾大学経済学部教授
- 小林慶一郎 慶應義塾大学経済学部教授・キヤノングローバル戦略研究所研究主幹
- 小林 毅 (株)産経新聞東京本社取締役
- 進藤 孝生 新日鐵住金(株)代表取締役社長
- 末澤 豪謙 S M B C日興証券(株)金融経済調査部部長金融財政アナリスト
- 十河ひろ美 (株)ハースト婦人画報社ラグジュアリーメディアグループ編集局長
兼ヴァンサンカン総編集長兼リシェス編集長
- 田中 弥生 (独)大学改革支援・学位授与機構特任教授
- 富田 俊基 中央大学法学部教授
- 富山 和彦 (株)経営共創基盤代表取締役CEO
- 中曾 宏 日本銀行副総裁
- 南場 智子 (株)ディー・エヌ・エー代表取締役会長
- 増田 寛也 東京大学公共政策大学院客員教授
- 神子田章博 日本放送協会解説主幹
- 宮武 剛 (一財)日本リハビリテーション振興会理事長
- 吉川 洋 立正大学経済学部教授

(注1)上記は五十音順。

(注2)○は起草委員。

財政制度等審議会 財政制度分科会
審議経過

2月8日(水)	○ 平成29年度予算等
4月7日(金)	○ 委員紹介及び分科会長の互選等
4月20日(木)	○ 財政総論 ○ 社会保障
5月10日(水)	○ 文教 ○ 地方財政 ○ 社会資本整備
5月17日(水)	○ 「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議(案)」について
5月25日(木)	○ 「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議(案)」について

目 次

I. 総論

- 1. 財政健全化の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 財政健全化の重要性・メリット・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 財政運営の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

II. 主要分野において取り組むべき事項

- 1. 社会保障・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. 文教・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3. 社会資本整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4. 地方財政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

(参 考)

- 1. 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議（概要）・・・ 37
- 2. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

I. 総論

日本の財政状況が深刻であることは言うまでもない。〔資料 I - 0 - 1 ~ 3 参照〕政府は 2020 年度（平成 32 年度）のプライマリーバランス（以下、PB）¹黒字化達成に向けて、歳出削減や効率化を進め、平成 28 年度、29 年度と 2 年間にわたって一般歳出の伸び及び社会保障関係費の伸びについて「経済・財政再生計画」²が示した「目安」³を達成した。〔資料 I - 0 - 4 参照〕こうした成果は評価すべきであるが、ここへ来て、財政規律が緩んでいるのではないかと指摘されるような状況が生じているのは看過できない。

内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（平成 29 年 1 月 25 日）（以下、中長期試算）によれば、「経済再生ケース」においても 2020 年度（平成 32 年度）に 8.3 兆円の PB 赤字の発生が見込まれ、前回（平成 28 年 7 月）より赤字見込み額が拡大している。〔資料 I - 0 - 5 参照〕

また、国立社会保障・人口問題研究所が本年 4 月 10 日に発表した最新の「将来推計人口」によれば、2065 年（平成 77 年）には人口は 8,808 万人まで減少し、65 歳以上の高齢者は全人口の 38.4%になると推計されている。前回の調査時に比べ出生率が若干改善したものの、21 世紀前半に高齢化率が上昇することに違いはなく、高齢化による社会保障費の増大、少子化による支え手の減少という厳しい現実是不変である。

これらの実態に目をそむけず、財政の持続可能性の改善に着実に取り組んでいく必要がある。

1. 財政健全化の意義

財政健全化は、将来世代に対する我々の責務である。

¹ プライマリーバランス（基礎的財政収支）とは、税収・税外収入と、国債費（国債の元本返済や利子の支払いにあてられる費用）を除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄っているかを示す財政指標。

² 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（以下、「骨太 2015」）の第 3 章。

³ 「経済・財政再生計画」では、2016~2018 年度（平成 28~30 年度）の 3 年間（「集中改革期間」）にかけて、一般歳出の伸びを 1.6 兆円、うち社会保障関係費の伸びを 1.5 兆円に抑えることを「目安」としており、年平均でそれぞれ 5,300 億円及び 5,000 億円の伸びに抑える必要がある。

PBは、現在の政策的経費を税収等でどの程度賄うことができているかを表す指標である。PBが赤字であるということは、今を生きる我々が、過去の債務の償還・利払いに加え、自らの直接的な受益に見合う負担も負わず、将来世代にこれらの負担を押し付けていることを意味する。負担を押し付けられた将来世代は、自分たちの税収を自由に使う選択肢を奪われてしまう。そのようなことを避ける「PB黒字化」は、将来世代に対する最低限の責務である。

当審議会はこれまで、2020年度（平成32年度）の「PB黒字化」はあくまで通過点、「一里塚」に過ぎないと建議等を通じて繰り返し確認し、主張してきた。「PB黒字化」を実現した上で、我々は、利払い費も含めて、我々が享受した受益に対するコストを、税収等でどの程度賄うことができているかを表す「財政収支」に着目した財政運営を目指さなければならない。この意味においても、政府が掲げている2020年度（平成32年度）の「PB黒字化」の実現の旗を降ろすことは許されないのである。

2. 財政健全化の重要性・メリット

財政健全化は、国家及び経済の国際的な信認を維持し、高めていくためのもっとも重要な指針である。これまでの我が国政府の国際社会における累次にわたる財政健全化のコミットメントも、そのような重要性に基づいてなされてきた⁴。

また、財政健全化は、我々の責務であると同時に、我々にとってメリットもあるものである。

第一のメリットは、将来不安の解消による経済の安定化である。足下の個人消費は総じて見れば持ち直しの動きが続いているものの、勢いが見られない⁵。その要因の一つとして、特に若い世代を中心に広がる、財政や社会保障の持続可能性への不安が挙げられる。つまり、これらの将来に不安を感じ、消費を手控えようとしていると考えられる。

そうだとすれば、景気を刺激するような財政拡張を行っても、将来的な財政破綻のリスクが増大し、不安の更なる高まりにつながるだけである。むしろ、歳出・歳入両面での財政健全化、すなわち、予見可能な形で給付の削減や負担の増加を行うことは、国民が安心して消費でき、企業も投資を行うことができる環境を整備し、経済成長につながる事が期待される。

また、累積債務が経済成長の「重し」になっているとの分析もある。Reinhart, Reinhart and Rogoff (2012)⁶は、公的債務が GDP の 90% を超えると経済成長が 1% 低下すると提唱している。数量的なインパクトや公的債務の閾値の在り方には議論の余地があるにせよ、仮に債務負担が成長の重しとなっているのであれば、累積債務を減らしていく努力も、

⁴ 日本政府は、2010年のG20トロント・サミット以降、2020年度の国・地方のPBの黒字化に向けた取組を行っていくことについて、国際社会に向けてコミットしている。引き続き、この国際的なコミットメントを果たしていくことが求められる。

⁵ 平成29年3月の消費総合指数は前月比0.1%減。

⁶ Carmen M. Reinhart, Vincent R. Reinhart, and Kenneth S. Rogoff, 2012, "Public Debt Overhangs: Advanced-Economy Episodes Since 1800," *Journal of Economic Perspectives*, Volume 26, Number 3(Summer 2012), Pages 69–86.

成長のためには欠かせない。

大事なことは、「経済成長か財政健全化か」の二項対立ではない。経済成長を実現し税収を引き上げることが大事なことはもちろんである。これとともに、財政健全化を通じて将来不安を払拭し、経済成長へとつなげていくプロセスも同様に重要である。

なお、非社会保障支出の対 GDP 比が減少傾向にあることに対する懸念や、足下の低金利を背景に、更なる財政拡大の余地があるのではないかとの意見も見られる。しかしながら、税収等対 GDP 比が一定水準にとどまる中では、歳出対 GDP 比を低下させることなしに財政健全化はなし得ない。また、OECD の最近のエコノミック・アウトルック（Economic Outlook 100）（平成 28 年 11 月 24 日）⁷においても、他の先進国について歳出拡大を訴える一方で、「日本では、財政中立的に（歳出を拡大せず）に）、生産性を引き上げる財政イニシアチブを採用すべき」という主張がなされている。

第二のメリットは、リスクの軽減である。財政の健全化は、震災等巨大災害や昨今の国際情勢に係るリスクが顕在化したときに柔軟な財政出動を可能にするために必要である。他の主要先進国よりも高い債務残高対 GDP 比を抱える我が国は、そうした経済的・社会的ショックが起きた場合、他国に比して、利払い費の増加が大きく、財政対応の余地が縮小するリスクが高い。すなわち、ショックに対してより脆弱な構造となっている。他の主要先進国は、我が国よりも債務残高対 GDP 比が低い水準にあり、また、今後の医療費・介護費の増加見込みが小さいにもかかわらず、リスクに頑健な財政構造を実現するため、債務残高対 GDP 比を更に引き下げようとしている。〔資料 I - 2 - 1 ~ 3 参照〕リスクを抱えた財政運営を行い、主要先進国の取組に後れをとることは、国際競争力を維持する観点からも得策ではない。

我が国では PB 黒字化を目標として掲げているが、PB 黒字化は、債務

⁷ OECD Economic Outlook 100 第 2 章「USING THE FISCAL LEVERS TO ESCAPE THE LOW-GROWTH TRAP」（平成 28 年 11 月 24 日）3 頁参照。

残高対 GDP 比を安定的に低下させるための必要条件である。債務残高対 GDP 比は、分子の債務残高が PB 赤字と金利分だけ増加する一方、分母の GDP が経済成長率分だけ増加していく形となっている。したがって、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げていくためには、恒常的に金利を十分に上回る成長を実現するか、PB を十分に黒字化することが必要である。異次元の金融緩和政策により足下の国債金利は極めて低く推移しているが、他方、我が国においては、足下の金融緩和期やバブル期を除けば、名目長期金利が名目経済成長率を上回って推移してきていることを想起しなければならない。〔資料 I - 2 - 4 参照〕そもそも金利とは、中期的に見れば実質成長率、期待インフレ率及びリスク・プレミアムの和に近い値になると考えるのが妥当である。金利が名目経済成長率をいつまでも下回ることを前提にしたり、過度に楽観的な経済成長率を仮定したりして、着実な PB の改善をないがしろにした財政運営を行うことは、安定的なマクロ経済運営としては取り得ないだろう。デフレから脱却できれば、民間の活発な資金需要を背景に金利が名目成長率より上回ると考えるべきである。

更に、主要先進国では、主たる健全化目標として「財政収支」の均衡あるいはそれに近い目標を掲げている。〔資料 I - 2 - 5、6 参照〕これは、金利や経済成長率の大小に依存せず、確実に債務残高を縮小させることを目的としていると思われるが、あわせて、前述のように、将来世代への責任を果たす観点もあると考えられることに留意が必要である。

なお、デフレ脱却のために我が国に「物価水準の財政理論」(FTPL)⁸ を適用してはどうかとする主張も見られるが、理論の現実への適用可能性や、現状以上のリスクを抱えることの妥当性の観点から、疑問を持たざるを得ない。まず、仮に財政支出を拡大すると政府がコミットした場

⁸ 物価水準の財政理論 (FTPL) とは、財政政策によって物価水準が決定されるとする理論。この理論によれば、政府の予算制約式 (収入 = 支出)、すなわち政府が返済すべき債務残高を今後得られる収入で賄い切れることを表す関係に従い、マクロ経済における物価水準が決まる。もし政府が将来にわたって財政規律を緩めれば (将来にわたる歳出拡大、または減税)、債務残高を返済するのに必要な財源を十分に賄えなくなり、用意した財源に見合うだけの債務返済能力しかないとなれば家計や企業に見透かされ、政府が用意した返済財源と等しくなる程度に債務残高の実質価値が目減りする。これにより、結果として物価水準が上がることになるかとされている。なお、FTPL は物価水準が上がるとしているが、実際には金利が上がる可能性もあることに留意が必要。

合、家計はそのようなコミットメントをどう受け止めるのか、また、どの程度インフレを引き起こすことができるのか、ということが実証的に明らかになっていない。また、先進国中最悪の財政状況である日本において、財政規律を放棄してしまえば、国債の信認を本当に維持することができるかは不明である。日本を「経済理論の実験場」とみなしてそのような不確かな政策を検討することは、責任ある財政運営とは言えない。
〔資料 I - 2 - 7、8 参照〕

このような手段によらず、真正面から歳出改革に取り組むとともに、社会保障財源としての消費税率引上げを約束どおり実施し、2020年度(平成 32 年度) PB 黒字化を達成するべきというのが、当審議会の変わらぬ主張である。

3. 財政運営の考え方

政府は、2020年度（平成32年度）のPB黒字化目標を掲げている。そして、この目標と整合的に定められた、一般歳出及び社会保障関係費の伸びのいわゆる「目安」の範囲内にとどめる予算編成を2年連続で実現した。

平成30年度予算編成では、2020年度（平成32年度）のPB黒字化に向けて、この「目安」に沿った歳出改革を続けるべきである。また、中長期試算において、「経済再生ケース」においても2020年度（平成32年度）に8.3兆円のPB赤字の発生が見込まれる中、PB黒字化目標の達成のために必要があれば、2018年度（平成30年度）の中間評価時⁹に追加の歳出・歳入措置を検討するべきである。

歳出改革の実施・検討時期を詳細に記した「経済・財政再生計画 改革工程表」（以下、改革工程表）は、2015年12月に策定され、昨年末に改定された。計画を実施し、その進捗状況をチェックし、更なる改善につなげる体制（いわゆるPlan-Do-Check-Action（PDCA）サイクル）はできている。今求められていることは、改革工程表に定められたすべての改革項目を確実に実行することである。

最後に、補正予算について付言したい。財政健全化目標の指標となっている国・地方を合わせたPBは、特別会計・独立行政法人及び地方政府等を含むとともに、国民経済計算（SNA）に基づく補正予算を含めた執行の繰越等を考慮した支出ベースで判断されることに留意する必要がある。補正予算を編成せざるを得ない場合には、この点を常に念頭に置かなければならない。

⁹ 「骨太2015」において、経済・財政再生計画の中間時点（2018年度）において、2018年度（平成30年度）のPB赤字の対GDP比▲1%程度（中長期試算においては、計画の策定後に消費税率の再引上げを2019年10月に延期することとされたことから、中間評価にあたっては、こうした影響を踏まえる必要があるとされている。）をメルクマールとして、必要な場合は、歳出・歳入の追加措置等を検討し、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標を実現するとされている。

政府は、「経済再生と財政健全化の両立」とは、「経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環である」と述べている¹⁰。当審議会としても、2019年10月の確実な消費税率の引上げとともに、「II. 主要分野において取り組むべき事項」¹¹で述べるような、歳出改革を通じた財政健全化の更なる推進によって、この好循環の実現への提言を続けていく。

¹⁰ 「骨太2015」21頁。

¹¹ 「II.」では、経済・財政再生計画に定める主要な歳出改革分野である「社会保障」、「文教」、「社会資本整備」及び「地方財政」を議論する。

Ⅱ. 主要分野において取り組むべき事項

1. 社会保障

平成 29 年度予算編成においては、概算要求時の自然増は 6,400 億円増とされ、医療・介護制度改革に取り組むこと等により、平成 29 年度予算の社会保障関係費は対前年度比 4,997 億円増と、経済・財政再生計画の「目安」¹² に沿ったものとなったことは評価したい。

高齢化の進展に伴い、社会保障関係予算は増加の一途を辿っている。このいわゆる「自然増」は、かつて 1 兆円規模となっていたが、近年は、雇用情勢の改善等による失業給付の減少や、被保険者の国保から被用者保険への移動に伴う医療費国庫負担の減少などを背景に、やや鈍化している。しかしながら、その総額は 32.5 兆円もの規模に達しており、一般会計歳出の 3 分の 1、国債費や地方交付税を除いた一般歳出の 55.6% を占めるに至っている。「団塊の世代」が後期高齢者となり始める 2020 年代初めにかけて、医療・介護を中心に社会保障関係費の増加が見込まれる。こうした中、保険料負担や公費負担といった国民負担を抑制し、制度を持続可能なものとするとともに世代間の公平性を確保していく等の観点から、「改革工程表」に掲げられている検討項目等をすべて着実に実行することなどにより、社会保障の効率化・適正化に不断に取り組んでいかなければならない。こうした取組を通じ、経済・財政再生計画の「目安」を達成するだけでなく、更に社会保障関係費の伸びを抑制しなければならない。

なお、Ⅰ. でも触れたとおり、本年 4 月に公表された「将来推計人口」

¹² 「経済・財政再生計画」においては、「安倍内閣のこれまで 3 年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び（1.5 兆円程度）となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を 2018 年度（平成 30 年度）まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020 年度（平成 32 年度）に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。」とされている。

この「目安」を踏まえ、「平成 29 年度予算の編成等に関する建議」においては、「平成 29 年度の社会保障関係費についても、次年度に負担を先送りすることなく、平成 28 年度に引き続き、その伸びを 5,000 億円に抑えるべきである。」とされた。

の中位推計によれば、出生率の仮定が前回推計より上方に設定されたこと等により、人口減少の速度や高齢化の進行度合いは緩和されているが、少子高齢化が今後とも進展していくという大きなトレンドに変わりはない。年齢区分別の内訳で見ると、65歳以上の高齢者のうち、65～74歳については、2030～2040年（平成42～52年）頃にかけて一旦上昇する局面を除いて減少傾向となっており、75歳以上については、2025年（平成37年）頃にかけて急増した後、概ね横ばいで推移する見通しとなっている。一方、65歳未満の若年・現役世代については、今後一貫して減少し、50年後には現状の概ね6割程度の水準となる。このように若年・現役世代の人口が減少していく中においては、高齢者や女性の労働参加を適切に推進し、労働力人口、すなわち支え手の減少を緩やかなものに止めていくことが不可欠である。〔資料Ⅱ－1－1～4参照〕

（1）医療・介護

我が国の医療・介護制度は、皆保険、フリーアクセス、自由開業制、出来高払い¹³といった特徴がある。これらは、国民にとってサービスを受けやすいという点でメリットがある一方、医療・介護費の増大を招きやすい構造となっている。こうした構造上の問題に加え、少子化の進展による支え手の減少や高齢化の進展による受給者の増加・疾病構造の変化、イノベーションによる医療の高度化等の進展など制度を巡る状況の変化にも対応していく必要がある。

こうした点を踏まえ、今後の医療・介護制度改革にあたっては、昨年秋の建議¹⁴で示したとおり、

- ・ 高齢化の進展を踏まえた医療・介護提供体制の確保
- ・ 大きなリスクは共助、小さなリスクは自助¹⁵
- ・ 年齢ではなく負担能力に応じた公平な負担¹⁶

¹³ 介護保険制度では、在宅サービスについて、区分支給限度基準額（1か月間の保険給付の上限）が設定されている。

¹⁴ 財政制度等審議会報告「平成29年度予算の編成等に関する建議」（平成28年11月17日）。

¹⁵ 公的保険でカバーすべき範囲に関して、個人で対応できないような大きなリスクを対象とする一方で、日常負担できるような低額な負担については、制度の持続可能性を踏まえ、「自助」により対応していく必要がある。

¹⁶ 高齢者の数が増加し、その実態が多様化してきている中、高齢者を一律に捉えることは世代間の公平性の確保の観点から見直されるべきであり、「年齢別」ではなく、資産の保有状況等も含め、負担

・ 公定価格の適正化・包括化等を通じた効率的な医療・介護
という4つの視点から、以下の施策に重点を置いて取り組む必要がある。
〔資料Ⅱ－1－5、6参照〕

① 診療報酬・介護報酬同時改定

平成30年度は、6年に1度の診療報酬・介護報酬同時改定が予定されている。同時改定は、介護療養病床等の効率的な提供体制への転換も含む医療機能の分化・連携の推進や、地域包括ケアの構築に向けた在宅医療と介護の連携強化等の分野横断的課題について、一体的な対応を図ることができる絶好の機会である。

改定率に関しては、経営実態調査等の結果も踏まえ、具体的な議論を行っていくこととなるが、

- ・ デフレにより賃金や物価が下落していく中、診療報酬本体は伸び続けたため、両者の間のギャップは未だ大きいこと、
- ・ ただでさえ高齢化や医療技術の高度化等により毎年度医療費・介護費は増加しており、これを支える税や保険料、自己負担といった国民負担が増加し続けていること、

等も勘案していく必要があり、国民負担の抑制といった観点も踏まえ、しっかりと取り組んでいく必要がある。〔資料Ⅱ－1－7～15参照〕

② 薬価制度の抜本改革

医療技術の進歩により、非常に高価な新薬が生まれる中、昨年、オプジーボについて緊急薬価改定を決定するとともに、高額薬剤に係る議論を踏まえ、昨年末に「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」が取りまとめられた。今後とも、公的保険制度が、重篤な疾病リスクを適切にカバーしつつ、制度の持続可能性を維持していくためには、薬価制度について、この「基本方針」に基づき、国民負担の軽減につながるような改革を実行していく必要がある。

具体的には、第一に、効能追加等に伴う一定規模以上の市場拡大に速

能力に応じた負担としていく必要がある。

やかに対応するため、新薬収載の機会を最大限活用して、年4回薬価を見直すこととしている。この点、そもそも、年度途中における新規収載について、保険財政や国民負担の観点から、財政影響を検証して必要な措置を講じることが必要であり、これとあわせて、効能追加等により当初の見込みよりも販売額が増加する場合に、速やかに薬価を引き下げる仕組みを講じるべきである。

また、市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、現在2年に1回行われる薬価調査に加え、その間の年においても薬価調査を行い、「価格乖離の大きな品目」について薬価改定を行うこととしている。「価格乖離の大きな品目」の具体的内容は今年中に結論を得ることとされているが、通常の新薬改定と比べた国民負担軽減の効果を踏まえて検討していくべきである。

特許期間中の新薬の薬価を維持する仕組みとして設けられている新薬創出・適用外薬解消等促進加算制度については、有効性や安全性といった医薬品の価値とは関係なく、他の医薬品に比べて市場実勢価格があまり下がっていないということだけで加算の対象となるなど、イノベーションの評価といった観点からも問題の多い仕組みである。このため、新薬創出等促進加算制度はゼロベースで見直すこととし、あわせて、費用対効果評価を本格的に導入すること等により、真に有効な医薬品を適切に見極めてイノベーションを評価するとしている。当審議会としては、新薬創出加算は廃止し、国民負担を軽減するとともに、イノベーションの評価に関しては、費用対効果等の観点から客観的に他の医薬品よりも優れていると認められる医薬品を見極めた上で、必要な加算等を行う仕組みを検討すべきと考える。〔資料Ⅱ－1－16～20 参照〕

③ 医療分野での都道府県のガバナンス強化

平成30年度から、都道府県において、地域医療構想の実現に向けた医療提供体制改革、医療費適正化計画の推進、国民健康保険の財政運営を一体的に担うようになる。各地域において地域医療構想や医療費適正化計画を実現していくためには、これにあわせて、都道府県に実効的な手段・権限を付与するとともに、取組の結果に応じた強力なインセンティ

ブを設けることで、医療保険・医療提供体制を通じたガバナンス体制を構築する必要がある。

具体的には、手段・権限に関しては、介護施設や在宅医療等への移行など慢性期機能の再編に向けた地域における標準的な意思決定プロセスを整備するとともに、地域医療構想を着実に推進していくため、要請・勧告に応じない場合に保険医療機関の指定をしないことを可能とするなど、医療機能の転換等に係る民間医療機関への都道府県知事の権限を強化すべきである。

医療費適正化に関しては、高齢者の多剤投与等の実態に鑑み、医療費適正化計画において、その適正化の取組を強化するとともに、標準的な診療ガイドラインの策定を通じて地域差を縮減していくべきである。また、医療費適正化に向けた地域の協議の枠組みを構築するとともに、平成30年度から医療費適正化に向けた地域別の診療報酬の特例が設定できるよう、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）第14条に定める「地域別診療報酬の特例」の活用方を検討すべきである。

インセンティブに関しては、地域医療介護総合確保基金（医療分）について、地域医療構想の進捗（医療機関ごとの機能分化等の取組方針の策定等）に応じた配分とすることや、新たに設けられる保険者努力支援制度について、地域医療構想の進捗度合いや医療費等のアウトカム指標に応じた配分とすることなどを検討していくべきである。あわせて、保険財政運営における医療費適正化のインセンティブとして、受益と負担の牽制が働く仕組みにする必要があり、国保の普通調整交付金について、各地域の実績医療費でなく、医療費の全国平均を踏まえた標準的な医療費水準に基づき配分するとともに、法定外一般会計繰入を速やかに解消していくべきである。〔資料Ⅱ－1－21～30 参照〕

④ その他の改革

改革工程表に掲げられた改革項目のうち、工程表上の期限である昨年末までに結論を出すに至らなかった項目については、速やかな検討が求

められる。その際、新たな改革工程表の記述等を踏まえ、受診時定額負担については、まずは病院・診療所の機能分化の観点から、現行の選定療養を見直し、保険財政の負担軽減につながる仕組みとしていく必要がある。また、かかりつけ医機能の在り方について、速やかに検討を進めるとともに、かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入に向けて検討を進めるべきである。薬剤自己負担の引上げについては、薬剤の種類に応じた保険償還率の設定や一定額までの全額自己負担といった諸外国の例も参考としつつ検討していく必要がある。

この他、改革工程表上、今後検討が求められる事項に関して言えば、現在の厳しい財政状況や施行準備に一定の時間が必要となり得ることも踏まえ、速やかに検討を進めるべきである。まず、医療に係る70～74歳の自己負担割合については、世代間の負担の公平性等の観点から、平成30年度末までにかけて段階的に1割から2割に引き上げているが、同様の観点から、75歳以上についても平成31年4月から段階的に2割負担とするよう、早急に議論を開始する必要がある。また、本年央に決定する後発医薬品使用割合80%の達成時期については、できるだけ早期に設定するとともに、効果的な促進策を講じるべきであり、こうした観点も踏まえ、選定療養¹⁷の仕組みも参考に、後発品の平均価格を超える部分について、原則自己負担とする仕組みを導入すべきである。

介護保険に関しては、改革工程表に盛り込まれた「給付費の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み」を平成30年4月から実施するための法案が通常国会に提出されているが、この中で、財政的インセンティブの付与を行う場合には、これまでの建議に沿って、具体的かつ客観的な成果指標（例：年齢調整後一人当たり介護費の水準や低下率等）に応じて、調整交付金（介護給付費の5%）の一部を活用すべきである。〔資料Ⅱ－1－31～36参照〕

（2）障害福祉

¹⁷ 選定療養の例として、例えば、差額ベッド（特別な療養環境の提供）については、入院基本料相当額までを医療保険の給付対象としつつ、上乗せ部分については自由料金で医療機関が患者から徴収することが可能な仕組みとなっている。

平成 30 年度予算では、診療報酬・介護報酬の同時改定に加えて、障害福祉サービス報酬改定も同時に行われることになる。

障害福祉サービスの利用者は増加し続けており、平成 29 年度予算ベースでの事業規模は 3 兆円に達する。特に知的障害者と精神障害者の利用者が増加している。こうした状況の変化を踏まえたサービスの提供が求められている。

また、サービス利用の要否の判断は市町村に委ねられており、人口当たりのサービスの利用者数には大きな地域差が存在している。また、いずれのサービスにおいても人口当たりの利用者数と人口当たりの事業所数には正の相関があり、中でも、利用期限がなく、支援区分の低い者や支援区分がない者の利用が多いサービスにおいては、特に強い相関が見てとれる。更に、サービス供給が増加する中、利用者のニーズに基づかないサービスや質の低いサービスの供給が障害福祉サービスの事業者からも指摘されるようになってきている。

こうした状況は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）が掲げる障害者の「希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる」環境整備等を推進する上で大きな課題である。特に、一人でも多くの障害者が、納税者となり、サービスの受け手から社会の支え手になっていくよう、企業の協力も得つつ、支援を行っていくことが重要である。このため、障害福祉サービスについては、「ニッポン一億総活躍プラン」の掲げる環境整備等の観点から、具体的な活躍の在り方やその実現に向けた各サービスの位置づけ・成果を明らかにし、支援の在り方を改善していく必要がある。また、地域間格差の是正による公平なサービス供給の実現のため、市町村において、個々の障害者の状態像とニーズをよく踏まえた上でのサービスの利用や内容の判断が、より主体的に行われるような取組を検討・導入すべきである。〔資料Ⅱ－1－37、38 参照〕

（3）生活保護

生活保護分野では、本年に、平成 24 年以来の生活扶助基準の検証を行うこととされている。また、改革工程表において、この検証に合わせ、

生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

生活扶助基準については、その検証にあたり、年齢別、世帯人員別、級地別の基準額の体系に加え、給付水準についてもきめ細かく検証し、不公平感を招かない生活扶助基準となるよう、その結果を適切に基準に反映すべきである。あわせて、各種の扶助・加算についても、同類型の一般低所得世帯との均衡が図られているかなどについて検証を行い、その結果、必要に応じて見直しを行うべきである。

また、生活保護制度の適正化に向けて、頻回受診の抑制や後発医薬品の使用促進などの医療扶助の適正化に向けた実効性ある改善策や、就労・増収等を通じた生活保護からの脱却に向けた就労促進に取り組むべきである。〔資料Ⅱ－1－39～45 参照〕

(4) 年金

年金分野では、社会保障改革プログラム法¹⁸に示された検討事項について、改革工程表に沿って、速やかに検討を進めていく必要がある。

具体的には、マクロ経済スライドの機能を一層発揮させつつ、

- ・ 次期の財政検証（平成 31 年）に向けて、高齢期における年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金制度が高齢期の就労に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢の在り方等
- ・ 高所得者の年金給付の在り方等について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止など、年金制度内における再分配機能の強化等

に関し、それぞれ速やかに検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるべきである。〔資料Ⅱ－1－46、47 参照〕

(5) 子供・子育て

次世代の育成とともに女性の活躍を促進していく観点からも、社会全体で子育てを支援していく必要がある。このうち、保育については、政府は、「待機児童解消加速化プラン（平成 25～29 年度末）」に沿って、消

¹⁸ 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 112 号)。

費税増収分等を財源として受け皿を拡大してきたが、女性の就業率の上昇等に伴い、都市部を中心に待機児童の解消が厳しい状況にあることから、各自治体における状況も踏まえ、本年6月までに、新たなプランを策定することとしている。

一方、消費税率引上げに伴う社会保障の充実2.8兆円のうち、子供・子育て支援分は0.7兆円程度とされているが¹⁹、平成29年度予算において、子供・子育て分は既に0.7兆円に達している。このため、消費税増収分とは別途、安定的な財源を確保しつつ、引き続き保育の受け皿を確保していくため、あらゆる方策を検討する必要がある。

まず、国が定める利用者負担（保育料）の上限額については、近年引き上げられていないが、一方で、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）等に基づく新制度の導入以降、職員配置の改善といった「質の向上」に取り組んできたことにより、児童1人当たりの保育コストは増加している。このため、保育コストに占める利用者負担割合は減少している。また、保育士の配置基準、すなわち保育士1人が受け持つ児童数は、0歳児が最も少なく（3人）、1・2歳児（6人）、3歳児（20人）、4歳児以上（30人）、の順に多くなっていく。これに対し、保育料は「0～2歳」と「3歳以上」の2区分しか設けられていない。保育利用率も高まる中、保育コストとサービス利用の対価としての保育料の関係について、議論を深めることが望ましい。

また、幼稚園においても、育児と就業の両立支援に一層貢献してもらうことが考えられる。現状では、教育時間の前後または長期休業期間等において預かり保育を実施する幼稚園は8割強まで増加しているが、午後5時までに預かり保育を終了してしまう幼稚園が3割程度存在し、また、夏季、冬季及び春季休業日にも預かり保育を実施する幼稚園は6割程度に止まっている。こうした状況を踏まえ、例えば、幼稚園に係る施設型給付や私学助成等を全体として適正化しつつ、その財源を活用して、長期休業期間等に預かり保育を実施する幼稚園への支援を増加させるな

¹⁹ なお、社会保障と税の一体改革の議論の中で、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度とは別途0.3兆円超の財源を確保して更なる質の向上を図るべきという旨の国会の附帯決議等がある。

どにより、預かり保育実施のインセンティブを強化することが考えられる。

更に、児童手当の所得制限については、制度の創設（昭和 47 年）時において、父親が家計を支えている世帯が多かったこと等を踏まえ、世帯全体の所得ではなく、「主たる生計者」（世帯の中で所得が最も多い者）の所得のみで判断することとされている。このため、世帯全体として所得が同一であっても、「主たる生計者」の所得水準により、児童手当の支給対象となるかどうか異なるという不公平が生じているとの指摘がある。共働き世帯の増加といった働き方の変化も踏まえ、これを世帯合算の所得で判断する仕組みとすることが考えられる。また、所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額 5 千円の「特例給付」が支給されているが、法律上の規定を踏まえつつ²⁰、廃止を含めた検討を行うことも考えられる。その上で、これらにより確保された財源については、保育の受け皿拡大等に充てるべきである。

なお、企業主導型保育事業については、平成 28 年度から事業主拠出金を引き上げて実施している。これにより既に 2 万人程度の受け皿が確保され、平成 29 年度末までに 5 万人の受け皿が確保される見込みとなっている。団塊の世代が順次引退し、労働需給が逼迫する中で、女性の就業促進に大きく貢献していると考えられ、その効果的な活用を図り、待機児童の解消や女性の就業率の向上等を図るべきである。あわせて、企業による仕事と子育ての両立支援に向けた取組にも期待したい。〔資料Ⅱ－1－48～52 参照〕

²⁰ 「児童手当法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 24 号）附則

第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付（注：特例給付）の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2. 文教

資源に乏しい我が国にあって、近年、一層激しさを増す国際社会経済の変化に臨機応変に対応する上で、最も重要な資源は「人材」である。国全体の力を高めていくためには、教育の機会均等を適切に確保する施策の充実が重要である。他方、我が国の極めて厳しい財政事情や少子化の進展を見据えると、限られた財政資金で最大限の効果を発揮するべく、効果的な施策の在り方を不断に追求することが不可欠である。

(1) 教育支出の現状と課題

教育支出の水準を国際比較すると、在学者²¹一人当たりの教育向け財政支出（対 GDP 比）は OECD 諸国の平均を超える水準にある。その一方で我が国の国民負担率や租税負担率は OECD 諸国の平均よりも低く、「低負担の中で、国際的にみて遜色ない教育支出の水準」を確保している環境にある²²。これまでも財源を確保しながら、各教育段階における家計の教育費負担軽減策は順次拡充してきている。〔資料Ⅱ－2－1 参照〕

したがって、極めて厳しい財政事情も加味すると、教育支出の量的拡大、つまり、教育の「質」や成果といったアウトカムとは関係なく、単に支出を増加することを自己目的化すべきでないことは言うまでもない。在学者 1 人当たりの支出額という概念にも着目しつつ、改めて財政支出の中身を精査し、教育の「質」を高めることに注力すべきである。今後、どの教育段階へ財政支出を振り向けるのが高い効果が得られるのか等について実証的に効果を検証し、その上で優先順位をつける必要がある。

就学前教育については、学ぶ意欲・協調性といった非認知能力の向上などを通して、社会全体の厚生を高める効果が大きいという先行研究が多数存在する²³。一方、義務教育については既に無償化が実現しており、今後については「質」を高めることが重要である²⁴。〔資料Ⅱ－2－2 参

²¹ 初等・中等・高等教育全体の在学者。

²² 教育への財政支出全体の水準を国際比較した場合、国民負担率と支出水準は明確に正の相関がある。

²³ 例えば Pedro Manuel Carneiro and James J. Heckman 『Human Capital Policy』(2003)。ただし、就学前教育の普及が進むにつれ、教育支出の限界的な効果は漸減し、高い水準は期待できなくなると指摘する研究例もある。

²⁴ 例えば、「教師の質が生徒の学業成績・労働市場成果にとって極めて重要」「パフォーマンスの悪い

照]

高等教育の費用負担の在り方については、その受益も踏まえて検討する必要がある。高等教育の効果としては多様なものがあるが、経済的側面に着目すれば、生涯年収の増加につながるという私的便益が大きく、学生自らに戻ってくる自己投資の側面が強い²⁵。また、低い租税負担率を背景として、日本における高等教育の公費負担割合は、他の主要先進国と比較して抑制的に推移してきたと考えられる。こうした環境が継続する下では、引き続き高等教育は自己資金を中心として賄われることとなる。この観点からは、手元資金が不足する場合、貸与型奨学金により当座の自己資金を補うことが適切な手段である。〔資料Ⅱ－2－3参照〕

なお、高等教育への進学率や学歴取得率は国際的に遜色ない高い水準になっている。したがって、税負担を高めることで公費負担割合を増やし、それにより全体として家計負担を軽減しても、進学率の上昇効果は限られると考えられる。厳しい財政状況を踏まえれば、それぞれの家計の状況を踏まえた対応など、効率的かつ政策効果の高い支援方策を検討する必要がある。例えば、高等教育への進学による人的資本の充実を図る場合、低所得世帯は進学率が低くなる傾向にあることを踏まえれば、低所得世帯に対して奨学金を中心とする公的支援を行うことが効果的・効率的な施策と考えられる。こうした施策は、同時に教育の機会均等を確保することにもつながる。なお、多様なライフスタイル・キャリアパスが求められている一方で、例えば無償化によって進学率向上を政策目標にすることは、あたかも全員が一律大学に進学すべきである、というメッセージを与えかねない点にも注意が必要である。〔資料Ⅱ－2－4、5参照〕

(2) 高等教育と大学改革

グローバル化・IT化の進展といった経済社会の高度化・複雑化に伴い、高等教育においては、新たな経済社会構造に対応し得る高度人材の育成

少数の教師を（平均的な教師に）置換することの効果は大きい」といった先行研究がある（森川正之経済産業研究所副所長資料）。

²⁵ データによると、大卒者の生涯平均賃金は高卒者を6,000～8,000万円上回る。また、大学教育は外部性・社会便益は低い、大学院教育については外部性が高い可能性があるという意見もあった。

が期待されている。そうした中、高等教育の供給側である大学に課題はないのか。

国立大学の入学定員が平成16年度の法人化以降横ばいで推移している一方で、私立大学については、近年大学新設が相次いだこともあって定員は増加しており、現在、定員割れする大学が多く存在している(約45%)。これは、学生の側から見て、進学する魅力に乏しい大学が少なからず存在することを示唆していると考えられる。〔資料Ⅱ－2－6参照〕

また、奨学金延滞率²⁶について、平均延滞率を大きく上回る大学もあり、そうした大学の教育内容及び指導方法について、検証される必要がある。〔資料Ⅱ－2－7参照〕

更に、今後の18歳人口の減少に伴い、進学率が一定程度上昇したとしても、進学者総数は一層減少し、数年以内に現在の入学総定員数を下回ることが見込まれる中、大学数・定員数の規模の見直しや学生がより高い付加価値を得られるような教育内容の質の改善が必要である。〔資料Ⅱ－2－8参照〕

こうした状況の下、社会のニーズにこたえ、高度人材の育成を中心とした高等教育の質の向上を図るため、大学の再編(大学や学部の連携・統合等)や教育力向上等の大学改革が急務である。改革が進まないままでの大学への補助金は、教育力に疑問がもたれるような大学、進学する魅力に乏しい大学を経営的に救済することにつながる可能性がある。これは、大学進学者や納税者にとって望ましいこととは言えない。

国立大学については、定員充足率や奨学金延滞率は相対的に問題の少ない大学が多い。とはいえ、今後見込まれる18歳人口の減少を見据えると、国立大学も、私立大学同様、現状に甘んじられる状況ではない。国立大学は、平成16年度の法人化以降、大幅に拡大された裁量の下、自主的・自律的な運営を求められているが、法人化前に引き続き、運営費として多額の国費を受け入れている以上、大学改革の一環として、不断に教育力の向上を図り、社会から期待される役割を十分に果たしていくことは、その責務である。

²⁶ 独立行政法人日本学生支援機構が公表。各年度末における、過去5年間の貸与終了者に占める3か月以上延滞者の割合。

こうした観点から、文部科学省や経済財政諮問会議においても大学再編や教育内容の改善に向けた議論が進められているところであるが、大学改革を加速化するため、下記のような改革促進策を検討すべきである。

- ① 大学の地域における役割や当該大学の教育の実態や経営状況を検証し、地域ぐるみで教育力のある大学に再編・育成していく必要があり、そのための仕掛けを作るべきである。現在、各都道府県が医療計画の中で定めることとされている「地域医療構想」も参考に、地域単位で産業界と国公私の大学関係者、自治体が地域の高等教育の在り方を構想する協議会を設けることも考えられるのではないか。
- ② 国立大学は平成 28 年度より 3 つの枠組みに分類され、運営費交付金は、それぞれの枠組み毎の配分基準に基づき傾斜配分が行われている。教育・人材育成のパフォーマンスを高めるインセンティブを与えるため、私学助成をはじめとする補助金配分基準に客観的な教育のアウトカム指標²⁷を導入し、傾斜配分を強化すべきである。〔資料Ⅱ－2－9 参照〕

なお、こうした大学改革は、高等教育の負担軽減の検討とは独立して早急に進めなければいけない問題であることは言うまでもない。

（3）教育支出の財源

教育費負担の軽減は、家計が負担している教育費を各家計にかわり社会全体で負担し、支えていくという考え方に基づくが、軽減措置を拡充する場合の財源は、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、まずは無駄な歳出を削減することで捻出していくべきである。それを越えた社会要請がある場合は、社会全体で支えるという観点から、様々な税制（タ

²⁷ 学習成果や教育成果を把握する指標は、いまだ確立したものはないとされているが、代替する指標として、例えば、各大学の卒業生の奨学金延滞率、就業率、寄付金の伸び率等が考えられる。これらについて、地域の特性等の外生要素も加味しながら、適宜指標に加えることを検討すべきではないか。この他、研究力の観点で、グローバルレベルで競争する大学に更に重点配分すべきとの意見もあった。

ックス・ミックス) を中心とした次世代に対して責任のある恒久的な財源を検討する必要がある。諸外国においても公財政教育支出と租税負担率には正の相関関係が認められており、仮に支出を増加させることについて社会的コンセンサスが成立する程の優れた教育施策なのであれば、その財源のため現役世代の負担が増加することについても国民的合意が得られるはずである。〔資料Ⅱ－2－10 参照〕

上記のような考え方に対し「教育は投資であり外部効果が高い」、「教育は無形の人的資本形成につながる」といった主張の下、財源を積極的に国債に求めることも許容されるとの意見も見られる。

しかし、現世代の財政支出は、現世代が責任を持って負担すべきであり、教育に意義があるからといって、親世代が教育費に係る税負担から逃れ、子や孫の将来世代に負担をつけ回すことは適切ではない。

加えて、教育がどれだけ将来的に外部効果を生み出すのか、定量的な分析に乏しく不明確である。また、公債発行対象経費は帳簿に計上できる資産を生み出すものに限って例外的に認められているものであり、教育はそのような性格のものではない。したがって、教育支出のためといっても、将来世代への負担のつけ回しに他ならず、世代間不公平を拡大するという観点で赤字国債と変わらない。

これに対し、高等教育を受ければ当人の生涯賃金が向上し、将来世代が受益者となる故に、単なる負担のつけ回しにはならないとの指摘もあるが、そうであれば、先にも述べたように、自己投資として、貸与型奨学金の活用によって対応することが適切である。自己投資の側面の強い高等教育についてまで無償化することは、ライフスタイル・キャリアパスが多様化する中、高等教育を受けない選択を行う個人に対して世代内不公平をもたらすことがないか、慎重に検討する必要がある。

投資効果が見込めそうな支出のためなら赤字国債も許容できるという考え方は、将来世代への負担先送りを減じるために PB 黒字化目標の達成に向けて社会保障改革を進めている最中、その努力を帳消しにしかねないものであり、当審議会としてこのような考え方を受け入れることは到底できない。

3. 社会資本整備

公共事業関係費については、経済・財政再生計画の下、当初予算において安定的に推移するとともに、災害や経済情勢等による追加財政需要に対して、補正予算により対応してきた。

今後の水準については、社会資本の整備水準と建設労働市場の状況に留意が必要である。

すなわち、この四半世紀で、日本の社会資本の整備水準が飛躍的に向上する中、日本の公共事業の投資効率（限界生産性）は低下傾向にあり、先般の OECD の報告において、他の主要先進国に比して社会資本ストックの水準が高い日本の公共投資の増加が潜在 GDP にマイナスに作用するリスクが指摘されている²⁸。〔資料Ⅱ－3－1 参照〕今後の社会資本整備にあたっては、日本の成長力の向上に向け、重点化・効率化を徹底し、公共事業の「量」の拡大ではなく、「質」の改善を相当に図っていく必要がある。

また、建設現場の技能労働者は2年連続で減少し、建設業の有効求人倍率は介護事業以上に高く、今後、高齢化等により人手不足による労働市場の供給制約要因が高まってくることは必至である。〔資料Ⅱ－3－2 参照〕更に、建設業の働き方改革を推進する中で、週休二日の普及や残業規制の導入が進めば供給制約要因は更にタイト化すると見込まれる。中長期的観点からの職業教育の重要性が一段と高くなる一方で、より喫緊の課題として労働生産性向上が実現できなければ、必要な工事すら実施できない事態となりかねない。このため、メンテナンスを含めて、i-Construction²⁹等により建設業の生産性を向上することが不可欠の課題である。〔資料Ⅱ－3－3 参照〕

こうした点を勘案すると、防災・減災・老朽化対策等について質の高いインフラ投資を行うことが重要であり、公共事業の「量」の拡大自体

²⁸ OECD 対日経済審査報告書 2017 年版。OECD 各国のクロスカントリーデータに基づき、社会資本ストックの潜在 GDP に及ぼす影響を計量的に分析。この分析の中で、社会資本ストックの水準が高い国において公共投資の増が潜在 GDP にマイナスの影響を及ぼす理由として、非効率な事業に投資するリスクや民間投資を抑制するリスクが指摘されている。

²⁹ 国土交通省は、全ての建設生産プロセスで ICT 等を活用し、建設現場の生産性を、2025 年度（平成 37 年度）までに 2 割向上することを目指している。

が成長戦略として位置づけられるものではない。

(1) 昨年秋の建議の予算への反映と今後の方向性

経済・財政再生計画の下、改革工程表を踏まえつつ、平成 29 年度予算においては、建議で示した方針の下、予算の総額の抑制に取り組む中で、日本の成長力を高める事業と防災・減災・老朽化対策への重点化・効率化が進められている。〔資料Ⅱ－3－4 参照〕計画に定められた集中改革期間 3 年目の平成 30 年度予算に向け、これを更に推進していくべきである。

① 新規投資の重点化・効率化—コンパクト・プラス・ネットワーク³⁰

今年度からコンパクト・プラス・ネットワークの取組が本格的な実行段階に入る中、地域の医療・福祉政策との連携を要件化する一方、商業系施設を支援対象から除外するなど、支援対象の重点化が行われた。

本年 4 月末時点で 106 の市町村で立地適正化計画が策定されたが、人口減少を踏まえ更に策定を促すとともに、国土交通省において、ピアレビュー（計画相互の比較検証）等を行い、地方公共団体に対して不断に計画の質の向上を求めていくべきである。

② 民間活用（PPP/PFI 等）の推進

運営権を民間に設定し、事業を任せる空港コンセッションの分野では、建議を踏まえ、運営権対価の配点割合の引上げや収益連動負担金の導入が図られている。今後も、地域の理解を得つつ、柔軟な料金設定等民間の創意工夫を発揮できる環境を整えるとともに、運営権対価の適切な評価と収益連動負担金の活用等を徹底し、支払いに対するサービスの価値である VFM（Value for Money）の最大化を図る必要がある。

あわせて、各空港のコンセッションの進捗状況や地域活性化・収支改善効果を把握・公表することによりコンセッションに対する地域の理

³⁰ 人口減少下において、行政や医療・福祉、商業等、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくため、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）し、人口の集積を図るとともに、公共交通サービスによって、拠点エリア間をネットワーク化することをいう。

解・機運を高め、原則として全ての国管理空港にコンセッションを拡大するとともに、地方管理空港においても積極的な導入を図るべきである。

③ 既存ストックの有効活用

社会資本の生産性を上げていくためには、既存ストックの最大限の活用の視点が不可欠である。

高速道路網については、都市圏ネットワークの最適活用の観点から、首都圏に続き、近畿圏においても、本年6月より、対距離制の料金体系等が導入される。あわせて、渋滞解消に向け、淀川左岸線延伸部等の整備に必要な財源確保のため、関係自治体の提案を踏まえ、必要な料金が設定されている。他の高速道路においても、引き続き料金体系を活用した渋滞緩和策を検討していくことが重要である。

港湾インフラについても、大型クルーズ船の受入について、旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先使用を認める仕組み³¹が創設された。今後のクルーズ船の受入環境整備に当たっては、観光政策（ソフト政策）と連携し、旅客数増加等の費用対効果、民間資金の積極的活用、更なる誘致に向けた地域の政策等を重視し、既存ストックを最大限活用して短期間で効果が出る施策を重点的に講ずるべきである。

④ 労働生産性の向上

公共工事においては、閑散期と繁忙期の工事量の差が著しいため、公共工事の施工時期の平準化により建設現場の労働生産性を向上させる余地が相当ある。平成29年度予算では、当初予算における「ゼロ国債³²」の設定など平準化のための取組が抜本的に強化されたところである。

今後は、今回の措置の効果を見極め、地域単位での発注見通しの統合・公表といった発注の効率化とあわせ、平準化による生産性向上を実現していくことが必要である。

³¹ このため、港湾法の改正法案が国会に提出されているところである。

³² 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のものを言う。

⑤ 安全・安心対策のハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

安全・安心対策において、技術進歩の成果を適切に取り込み、既存ストックの能力を最大限に活用するためのソフト対策を検討していくことが重要である。ダム事業に当たり、既存ダムの嵩上げなどのダム再開発（ハード）と降雨予測の精度向上を踏まえた事前放流等の実施（ソフト）を組み合わせしていくことが重要であり、今後策定される「ダム再生ビジョン」において適切に反映されるべきである。

（２）生産性向上に向けた中長期的な課題と今後の方向性

経済・財政再生計画において、経済再生と財政健全化を両立させていく方針が示されており、社会資本の生産性を向上し、潜在成長率の向上に寄与していくことが中長期的に重要な課題である。OECD 報告の指摘する公共投資の増加が潜在 GDP にマイナスに作用するリスクを回避するためにも、改革工程表等を踏まえた改革を着実に進めるとともに、以下の視点から、中長期的に公共事業の構造を改革していくことが重要である。

① 事業評価の厳格化

地震・豪雨が頻発化・激甚化する中、緊急性や整備効果を踏まえた重点的な砂防事業が重要な課題となっている。他方で、国直轄の砂防事業は、過去に大規模な土砂災害で被災した地域（39 箇所）で実施しているが、明治、大正時代から継続している 3 箇所を含め、その約半数に当たる 19 箇所は、事業着手から 60 年以上が経過しているなど、事業が固定化している状況にある。〔資料Ⅱ－3－5 参照〕

このため、現在実施している砂防事業については、これまでの整備効果を見極め、緊急性の観点から重点化・優先順位付けを行い、事業が概成した箇所（区域）については、本来の管理者である都道府県に引き継ぐとともに、新規採択にあたっては事業評価を厳格に適用すべきである。

② 受益者負担の原則の徹底と民間活用の推進

下水道事業において、国費による支援は、水道事業に比べて、補助率

が高く、補助対象が広がっており、新設・更新は、ほぼ国費や地方債で賄われるなど、受益者負担の原則と整合的なものとはなっていない。

[資料Ⅱ－3－6参照] こうした状況も踏まえ、昨年春の建議³³において、下水道事業の受益者負担の環境整備を提言した。これを受け、将来の改築更新費の増大分を賄うための費用（資産維持費）を、使用料に算入できるよう、本年3月にガイドラインが改正されるとともに、人口3万人以上の地方公共団体に対し、平成31年度までの公営企業会計の導入について総務省から要請がなされているところである。

汚水処理施設整備率が90%の水準に達し、今後は維持管理・更新が主要課題になることを踏まえると、受益と負担の関係を明確化するための環境が整う中、受益者負担の原則を徹底し、集中豪雨による浸水被害の防止等の雨水対策・水質保全等の役割を勘案しつつ、原則として使用料で必要な経費を賄うことを目指すべきである。その際、国費での支援については、こうした方向性に沿った取組を促進する観点から、水道事業体系・役割も参考にしつつ、徹底した重点化を検討すべきである。

もちろん、受益者負担の原則を追求する以上、コスト削減の徹底は欠かせない。その際、民間活用が有効であり、本年3月に事業者が決定された浜松市のコンセッション事業では、25億円の運営権対価と14%のコスト削減効果が見込まれている。加えて、同事業では、地元建設企業が事業主体に参画しており、これによる地域活性化も期待されているところである。こうした先行事例を踏まえ、下水道分野におけるPPP/PFIの横展開が着実に進むよう、支援の在り方を含め、更なる環境整備を進めるべきである。その際、コストの「見える化」を進めつつ、適正な使用料水準や見通しを住民や企業と共有すること等を通じコンセッションに対する信頼を確保するとともに、地域の中小企業が参画できるような環境づくりや汚泥の有効利用等の収益事業の活用も重要である。

なお、インフラの更新需要が増大する中で必要なインフラを維持していくためにも、空港や下水道以外の分野においてもコンセッション等の民間活用とその高度化を推進し、維持管理・更新のコストを可能な限り

³³ 財政制度等審議会報告「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」（平成28年5月18日）。

縮減すべきである。また、民間活用の推進に際しては、省庁横断的なワンストップ窓口の構築や入札・契約手続の透明化等も重要である。

③ 既存ストックを最大限活用した最適な交通ネットワークの構築

イ) 道路料金の活用

首都圏や近畿圏の都市圏の高速道路網では料金体系の見直しにより渋滞緩和を推進しているが、全国の高速度道路網の概成を見据えると、都市間を含めた道路網全体について、整備重視の料金体系から利用重視の料金体系への転換を具体的に検討すべき時期に来ている。

例えば、有料道路と無料道路の混在区間等の渋滞箇所においては、都市圏の高速度道路の料金体系見直しの成果や諸外国の混雑料金の先行事例も参考に、今後増大する維持・管理コストも踏まえつつ、有料化による渋滞緩和など料金を活用した効果的な渋滞緩和策を検討すべきである。

[資料Ⅱ－3－7参照]

ロ) 他事業間の連携による既存ストックの能力の最大限の活用

那覇空港においては、現在、大型クルーズ船が制限区域を通過する際に、着陸する航空機を上空で待機させている状況にあるが、航空機の管制方法の見直しという短期的な対策に加え、那覇空港の第2滑走路の完成後には、港湾関係者、航空関係者、海上保安庁等が連携して大型クルーズ船の航行ルートを改善することにより、これに係る航空機の上空待機が不要になる予定である。[資料Ⅱ－3－8参照]

このような他事業との連携により最適な交通ネットワークを構築し、既存ストックの効用を高める取組を更に強化していくべきである。

ハ) 整備新幹線の整備の在り方

整備新幹線については、昨年秋の建議等を踏まえ、他の公共事業同様、新規投資にあたっての費用便益分析の徹底、民間資金の最大限の活用、既存ストックを最大限活用した最適な交通ネットワークの構築といった観点から、具体的な整備の在り方を検討すべきである。[資料Ⅱ－3－9参照]

まず、将来の建設費が上振れしないよう、その丁寧な見積もりを行い、慎重に費用対効果を評価すべきである。〔資料Ⅱ－3－10 参照〕特に、大深度区間など事業費の上振れリスクが多い場合、過去の事業費の上振れ、現在着工中の路線等の類似事例との比較検証により、建設費を精査する必要がある。その上で、費用便益分析（B/C）が1を切る公共事業を実施することは不適切であり、今後の環境変化があつたとしても、着工時においても改めて精査を行い、B/Cが確実に1を上回ることが見込まれることが必要である。

次に、民間資金の最大限の活用という観点からは、整備新幹線の貸付料の前提となる需要は、実績が予測を上回る結果となっていることをしっかりと受け止める必要がある。特に、北陸新幹線ではJR各社において見込みを超える収入を上げている。その延伸である北陸新幹線の未着工区間は、安易に国・地方負担に依存せず、民間活用の視点に立って、空港コンセッションなど他事業の先行事例も参考にしつつ、根元区間³⁴の整備新幹線による受益を含め、貸付料を最大限確保して整備すべきである。

〔資料Ⅱ－3－11 参照〕

最後に、交通ネットワークの整備水準は飛躍的に向上しており、今後整備する区間においても、リニアやフリーゲージトレインの実現を見据えつつ、既存ストックを最大限活用した最適な交通ネットワークを構築することが重要である。例えば、現状では2系統から成り立っている新幹線の運行システムについて、リニア後を見据えた長期的な視点に立って、直通運転が可能となるような全国的な幹線鉄道ネットワークを構築することで、利便性を向上し、投資効果の最大化を図るべきである。〔資料Ⅱ－3－12 参照〕

④ 社会資本整備の透明性の向上－入札制度改革のフォローアップ

国においては、入札契約の透明性の確保等の観点から、一般競争入札の適用拡大や談合事案へのペナルティ強化など、累次取組を強化してき

³⁴ 整備新幹線の新区間が開通することにより、当該新区間に接続する既存区間において旅客数や収入・利益が増加する。このように新区間開通により受益を受ける区間のうち、当該新区間の営業主体以外が営業している区間を根元区間という。

た。あわせて、工事の品質を向上させつつコスト縮減を図る観点から、総合評価落札方式に移行しているところである。

こうした国の取組にあわせ、地方公共団体にも入札制度改革の取組を求めてきているが、現状を比較すると、予定価格の事後公表や低入札調査基準価格制度等の面で、地方公共団体の取組が遅れており、地方公共団体においても、入札制度改革の推進が必要である。〔資料Ⅱ－3－13参照〕

このため、地方公共団体の取組にばらつきが見られる現状を踏まえ、地方公共団体毎の取組を「見える化」することにより地方公共団体における能動的な取組を促進すべきである。また、一者応札については、入札監視委員会の分析等を踏まえて、発注単位の見直しなどの改善を図るとともに、地方公共団体を含め、実績の「見える化」とPDCAを更に推進していくべきである。あわせて、i-Construction や新技術の活用など民間の創意工夫による生産性向上・コスト縮減効果が最大限発揮されるような入札の在り方について検討を行うべきである。

4. 地方財政

地方公共団体（以下、地方団体）の歳出総額³⁵は平成 27 年度決算で 94.6 兆円であり、国の一般会計決算歳出額と同等の規模³⁶となっている。このため、国・地方を通じた財政健全化目標の実現に向けては、国の取組とあわせて、地方が安定的な財政運営を行えるよう配意しつつ、地方歳出の見直しに取り組んでいくことが重要である。

その際、地方財政計画が地方団体の財政運営の指針として策定され、地方交付税総額の規模が同計画に基づき決定されることを踏まえれば、地方財政計画を実際の地方決算と照らし合わせて検証し、適正化すべき点を次年度の地方財政計画に反映させるという、PDCA サイクルを継続的に回していくことが重要である。〔資料Ⅱ－4－1 参照〕

同時に、地方団体ごとに各々の置かれた状況・課題が異なることを踏まえれば、地方団体が自ら歳出改革に取り組んでいくことを促す仕組みのほか、住民がサービス内容とコストとの関係を理解して歳出の重点化・効率化につながるよう、地方財政の徹底的な「見える化」を通じた地方団体間の比較等が行える仕組みを整えていくことも重要である。

（1）国・地方の財政状況

国・地方の財政状況については、平成 29 年度の PB を見ると、国が 20.8 兆円の大幅な赤字である一方、地方は 2.2 兆円の黒字であり、財政収支もほぼ均衡している（国の財政収支は 27.0 兆円の赤字）。内閣府の中長期試算においても、地方は「経済再生ケース」だけでなく、「ベースラインケース」においても中長期で黒字を維持する見通しである。また、長期債務残高の推移を見ると、最近 10 年間で国が 300 兆円以上増加したのに対し、地方は微減・横ばいとなっている。〔資料Ⅱ－4－2～4 参照〕

近年の一般会計予算における地方交付税交付金等の推移を見ると、リーマンショック以降の地方税収の増加等により、平成 23 年度以降は減少が続いてきたが、平成 29 年度においては、平成 28 年度に約 1.3 兆円あ

³⁵ 普通会計の純計ベース。

³⁶ 平成 27 年度決算は 98.2 兆円。

った交付税及び譲与税配付金特別会計の繰越金が剥落したこと等から、対前年度で 2,860 億円増の 15 兆 5,671 億円となっている。〔資料Ⅱ－4－5 参照〕

（2）地方財政改革の方向

① 地方財政計画と地方決算の PDCA

イ) 地方財政計画と基金

地方財政計画は法律上、「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」とされているとおり、同計画は、翌年度の地方団体の行政需要や税収等を見込みつつ必要な交付税総額を決定する、いわば「フロー」の計画である。一方、実際の地方決算においては、「ストック」である基金が存在し、毎年 8,000 億円のペースで増加している。平成 27 年度決算でその残高は 21.0 兆円³⁷の規模となっており、10 年前と比較すると地方全体で 7.9 兆円の増となっている。〔資料Ⅱ－4－6、7 参照〕

基金を市町村ベースで地方団体ごとに見ても、個々の団体の 1 年間の標準的な行政需要として算定された基準財政需要額と比べ、同規模以上の基金残高を保有している地方団体が、平成 17 年度決算では約 1 割であったのに対し、10 年後の平成 27 年度決算においては約 3 割に増加している。〔資料Ⅱ－4－8 参照〕

また、財政力指数³⁸別に見ると、財政力指数の低い団体（交付税が主たる財源となる団体）は、各々の基準財政需要額と比べて基金残高が多額となっており、財政力指数 1.0 以上の団体も税収が極めて大きい等の要因から多額の基金残高を保有する傾向が見られる。〔資料Ⅱ－4－9 参照〕

毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金の内容・残高の増加要因等を分析・検証³⁹し、こうし

³⁷ 「積立基金」の合計額であり、別途、地方団体は「定額運用基金」を有していることから、両者を合わせた基金の合計額は 23.0 兆円（平成 27 年度決算）となる。また、地方団体は、これらに加えて地方債の満期一括償還に備えた資金を保有しているが、総務省の決算統計上は公債費に計上されており、減債基金には計上されていない。

³⁸ 地方団体の財政力を示す指数で、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。

³⁹ 例えば、地方団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金として財政調整基金がある。同基金額の推移を見ると、平成元年度以降ほぼ横ばいの残高額で推移していたものが、最近 10 年間は一貫して増加が続き、特に最近の積立増加傾向は著しい。一方、将来不安等に備えるため、結果

た地方団体の決算状況⁴⁰を地方財政計画へ適切に反映させることにより、国・地方を通じた財政資金の効率的配分につなげていく必要がある。

なお、基準財政需要額と同規模以上の基金残高を有している地方団体を財政力指数別に見てみると、財政力指数が 1.0 以上の団体数は全団体数の 5% にすぎないが、基金残高額で見ると全体の 38% を占めている。また、平成 24 年度から 27 年度の地方団体の歳出額の推移を見ると、交付団体（27 年度：1,705 団体）の歳出額が 1.04 倍の伸びとなっているのに対し、不交付団体（27 年度：60 団体）は 1.13 倍と 10% 以上増加している。このように不交付団体は、歳出を伸ばしつつ、同時に多額の基金残高を保有する状況となっている。税源の偏在性が小さい地方税体系の構築に向けて、引き続き検討を進めていくことが必要である。〔資料Ⅱ－4－10、11 参照〕

ロ) 枠計上経費等の使途

a) 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が存在しており、一般行政経費（単独：29 年度 14.0 兆円）に加え、近年はまち・ひと・しごと創生事業費（29 年度 1.0 兆円）や重点課題対応分（29 年度 0.3 兆円）等の経費が追加されている。〔資料Ⅱ－4－12 参照〕

地方交付税は使途に制限のない一般財源とはいえ、地方財政の「見える化」の推進、地方財政計画の算定根拠に対する納税者への説明責任を果たす観点から、PDCA 実施に取り組み、地方財政計画上の歳出の効率性・適正性を検証すべきである。

また、「枠計上経費」の中でも、まち・ひと・しごと創生事業費や地域経済基盤強化・雇用等対策費（29 年度：0.2 兆円）等は、特定の政策目的のために計上されている経費である。全市町村の基準財政需要額合計に占めるこれらの経費の割合は約 3% 程度であるが、個別地方団体ごとに見ると、基準財政需要額の約 3 割がまち・ひと・しごと創生事業費等

として基金の過度な積み増しにつながっているとすれば、地方団体の安定的な財政運営確保に関する現行の枠組み等について、国は一層説明に尽力すべきと考えられる。

⁴⁰ 地方団体が将来の地方債の満期一括償還に備えて積み立てるべき資金について、一部地方団体においては他の経費に流用している例があり留意が必要である。

として算定されている例も見受けられる。こうした状況を踏まえれば、これらの経費が実際にどのように歳出化されたのか等について検証し、地方財政計画の改善につなげていくことが重要である。〔資料Ⅱ－４－13 参照〕

b) 国の補助事業については毎年度一定の不用が生じており、その地方負担分についても、結果的に見れば、地方財政計画対比で不用が生じているはずである。しかしながら、国庫補助事業の不用に係る地方負担分については、決算を踏まえた精算が行われておらず、地方に「渡しきり」となっており、是正を検討すべきである。〔資料Ⅱ－４－14 参照〕

c) また、国の予備費に相当する経費である「追加財政需要」にも同様の課題がある。平成 29 年度に 4,200 億円が計上されているが、過去 10 年間の平均的な使用実績は平均 1,600 億円程度であり、使途が不分明なまま地方に「渡しきり」とされる状況については是正を検討すべきである。〔資料Ⅱ－４－15 参照〕

② 地方団体間比較を通じた行政経費の抑制・業務改革の推進

個々の経費を地方団体別に見ると、人口規模、面積その他の地域特性のほか、地方団体の執行体制、財政力等の様々な要因から、各歳出分野における「地域差」が存在している。社会保障の分野で一人当たり医療・介護費の地域差縮減に向けた取組が進められているが、その他の地方歳出についても、過剰な行政サービスの拡大競争を抑制すべく、「見える化」を通じた地方団体間比較に取り組み、行政経費の抑制・業務改革等を推進していくことが重要である。〔資料Ⅱ－４－16 参照〕

こうした中で、平成 28 年度からトップランナー方式の導入が進められており、検討対象とされている 23 業務中、18 業務で実際に導入されている。同方式は、先進地方団体の経費水準を基準財政需要額の算定に反映することを通じ、地方団体運営の業務改革を推進して、歳出効率化及びそれに伴う財政余力の創出等を促す意義を有している。

他方、現在のトップランナー方式の対象経費は、全基準財政需要額の

3.5%程度と推計される。このため、地方団体の業務全般にわたって業務量や業務コスト等の比較分析を行い、23 業務以外にも同方式の一層の対象拡充を目指すべきである。〔資料Ⅱ－4－17、18 参照〕

実際、先進的な地方団体の中には、同じ法令に基づく事務であっても地方団体間でサービスの質や効率性が異なるものについて、コストなどを比較・分析し、ベストプラクティスの共有に繋げるという取組を実施している団体がある。こうした取組を全国に横展開していくべきである。

〔資料Ⅱ－4－19 参照〕

なお、トップランナー方式については、現状では、基準財政需要額の単価の見直しが行われるのみとなっている。地方団体の財政余力の拡大と財政健全化を両立する観点から、トップランナー方式による効果額（基準財政需要額の減少額）を明らかにした上で、その一部を赤字地方債等の縮減に充てられるよう、地方財政計画への反映を工夫する必要がある。

〔資料Ⅱ－4－20 参照〕